（証券コード　6322）
平成28年６月８日

株　主　各　位

大阪市中央区淡路町二丁目２番14号
株式会社 タクミナ
代表取締役社長　山　田　信　彦

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年６月24日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　大阪市中央区安土町三丁目１番３号
　　ヴィアーレ大阪　２階クリスタルルーム
３．目的事項
　報告事項　１．第40期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第40期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
　　第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
・本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.tacmina.co.jp）に掲載しておりますので本提供書面には記載しておりません。
　なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本提供書面記載のもののほか、この「連結注記表」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上期は、円安を背景に輸出企業の収益改善やインバウンド特需による内需の回復などが見られましたが、下期に入ると、中国や新興国経済の減速や米国の利上げなどが経済の先行きに不透明な影を落としました。

このような状況のもと、当社グループを取り巻く受注環境は底堅く、年度末に向けて主力の定量ポンプを中心に、受注は国内外ともに堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は77億21百万円（前期比7.0％増）と２期連続で最高値を更新しました。

利益面につきましても、売上高の増加に加え、「スムーズフローポンプ（高精密ダイヤフラムポンプ）」をはじめとした高付加価値商品の構成比率が上昇したことで売上総利益率が改善したため増益となりました。営業利益は８億８百万円（前期比38.2％増）、営業外収益の助成金収入や投資有価証券運用益を加え、経常利益は８億79百万円（前期比35.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は５億65百万円（前期比34.0％増）とこちらも過去最高益となりました。

品目別販売実績は、以下のとおりであります。

【定量ポンプ】

国内市場では、バラスト水処理装置向けポンプの大幅な伸びに加えて、排水処理プラント等の環境関連設備向けの需要が伸び、売上を伸ばしました。

ケミカル・電子材料ユーザー及びその設備メーカー向けは、精密塗工設備や精密分散設備の増強ニーズを追い風に、高付加価値商品である「スムーズフロ

ーポンプ（高精密ダイヤフラムポンプ）」や、その技術をコアにした「スムーズフローシステム」が好調に推移しました。

また、前期から注力してきた滅菌・殺菌市場では、小型ソレノイドポンプ、タンクユニットをはじめ、汎用ポンプもその成果が表れて売上を伸ばし、空調・ボイラー向けでの伸びも合わせて、国内業績をけん引いたしました。

海外市場では、韓国向けに「スムーズフローポンプ(高精密ダイヤフラムポンプ)」が前期に引き続き大口物件を受注したほか、東南アジアが好調でした。

平成27年６月にはドイツフランクフルトで開催された世界最大の化学プラントショー「ACHEMA2015」に出展し、ヨーロッパ市場のマーケティングを行い、新発売のスムーズフローポンプ「Ｑシリーズ」と次世代スムーズフローポンプ「ＸＰＬシリーズ」を紹介しました。お客様の反応も良く、海外市場への広がりを期待させる展示会となりました。また、小型ポンプは価格改定を進め、利益率の改善に貢献しました。

以上の結果、定量ポンプの売上高は、43億23百万円（前期比6.3％増）となりました。

【ケミカル移送ポンプ】

前期に売上を落としていた「ムンシュポンプ(高耐食ポンプ)」が、製鉄会社向け補修・更新需要及び海外製鉄プラント向けでの業績を回復したほか、大型スラリーポンプなど、ニーズに対応した提案型製品を中心に売上を伸ばしました。

以上の結果、ケミカル移送ポンプの売上高は、６億58百万円（前期比12.7％増）となりました。

【計測機器・装置】

滅菌・殺菌市場向けに残留塩素計が伸びたほか、空調・ボイラー向け装置の実績も売上増に寄与しました。前期苦戦していた「スムーズフローシステム」も国内外の電子材料製造プロセス向けに大口物件を受注したほか、環境関連設備では、顧客ニーズを捉え、省力化・省スペース化・中和反応の高速安定化提案を推進した結果、管内連続ＰＨ中和システム等の売上を伸ばしました。

また、スムーズフロー技術を駆使した「超臨界二酸化炭素供給装置」が、市場の開発ニーズにマッチングし、売上に貢献しました。

以上の結果、計測機器・装置の売上高は、13億61百万円（前期比13.7％増）となりました。

【流体機器】

プラント向けは伸びましたが、ケミカル市場向けで減少したため、流体機器全体では、横ばいとなりました。

以上の結果、流体機器の売上高は、５億11百万円（前期比1.9％増）となりました。

【ケミカルタンク】

滅菌・殺菌分野に小型のＰＥタンク等が売上を伸ばしましたが、前期好業績の要因であった、電子材料向けステンレスタンク等の大口物件の反動減から、全体として売上を落としました。

以上の結果、ケミカルタンクの売上高は、５億48百万円（前期比4.1％減）となりました。

【その他】

その他には、ウェルネス事業部の売上高と立会調整費やメンテナンス等の売上高が含まれています。

その他の売上高は、３億18百万円（前期比8.4％増）となりました。

品目別売上高の状況

期別 / 品目	第39期（平成27年３月期）		第40期（平成28年３月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
	百万円	%	百万円	%
定量ポンプ	4,067	56.4	4,323	56.0
ケミカル移送ポンプ	584	8.1	658	8.5
計測機器・装置	1,198	16.6	1,361	17.7
流体機器	501	6.9	511	6.6
ケミカルタンク	571	7.9	548	7.1
その他	293	4.1	318	4.1
合計	7,216	100.0	7,721	100.0

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達のみを行っており、特に記載すべき事項はありません。

② 設備投資

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は３億47百万円で、これらの設備投資資金は金融機関からの借入れと自己資金でまかないました。

主な設備投資の内容は、生産本部第一工場の拡張工事２億15百万円、システム関係36百万円、製品の金型23百万円ほかであります。

③ 当連結会計年度中に完成した主要な設備

事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定総額（百万円）	当連結会計年度の投資額（百万円）	完成年月	完成後の増加能力
生産本部第一工場（兵庫県朝来市）	建物等	220	215	平成27年９月	10%増加

(3) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分＼期別	第 37 期 (平成25年３月期)	第 38 期 (平成26年３月期)	第 39 期 (平成27年３月期)	第 40 期 (平成28年３月期)
売上高(百万円)	－	－	7,216	7,721
経常利益(百万円)	－	－	649	879
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	－	－	422	565
１株当たり当期純利益(円)	－	－	67.72	93.47
総資産(百万円)	－	－	9,018	9,574
純資産(百万円)	－	－	5,196	5,252
１株当たり純資産額(円)	－	－	830.85	877.13

（注１）第39期より連結計算書類を作成しておりますので、第38期以前の状況は記載しておりません。

（注２）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

（注３）第40期より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としており、前連結会計年度についても科目名を統一しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第 37 期 (平成25年３月期)	第 38 期 (平成26年３月期)	第 39 期 (平成27年３月期)	第 40 期 (平成28年３月期)
売上高(百万円)	6,741	6,944	7,222	7,718
経常利益(百万円)	514	606	649	893
当期純利益(百万円)	300	376	422	580
１株当たり当期純利益(円)	48.34	60.47	67.69	95.96
総資産(百万円)	7,992	8,431	8,985	9,513
純資産(百万円)	4,316	4,628	5,186	5,292
１株当たり純資産額(円)	693.12	741.96	828.81	883.16

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

ポンプのメーカーとして、お客様の立場に立った独創性のある製品を提供し続けるため、以下のことを主な課題と考えております。

① マーケティング機能の強化と「わかりやすい」情報発信

当社グループの活動に興味を持って頂き、当社グループ及び当社グループの技術・製品に、より一層関心を持って頂けるよう、お客様との接点を豊かにし、「お客様の立場に立って考える」という観点から全社を挙げてマーケティング体制の整備を行い、お客様と共同で課題解決に取り組むなど、ユーザーニーズの収集活動を強化してまいります。

また、「わかりやすい」情報発信（移動型研修施設「ポンプ道場」・ショールーム型研修施設「タクトスペース」・環境／社会／経済活動レポート・メールニュース・ホームページ・広告宣伝・展示会など）に注力してまいります。

② ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能の拡充

ポンプ・ポンプ応用製品及び装置に関する商品化機能を拡充し、ケミカル・素材をはじめ食品・医薬品・化粧品など、あらゆる産業で求められている液体の精密充填・精密混合ニーズを的確に把握して、環境に配慮したエコデザインの高付加価値商品を開発・提供し、水処理・滅菌などの従来市場とともに新用途･新市場への展開をはかります。

③ コアコンピタンス（競争力のあるコア技術）の追求と認知度の向上

水の安全・安心を提供し、あらゆる産業で、高付加価値液体の理想的な移送システムを実現するため、滅菌殺菌テクノロジーの追求から生まれるユニークな製品・装置に加え、「スムーズフロー」ブランドに代表されるダイヤフラム（隔膜）方式ポンプの利点（液漏れゼロ・液質を変化させない・超高精度など）について、認知度の向上をはかり、その特長をさらに追求します。

④　海外売上比率の向上

市場のグローバル化の進展に伴い、海外のお客様に対しても、水の安全・安心の提供やさまざまな産業での理想的な液体移送の実現など、当社グループが貢献できるフィールドが増加しております。そのため、海外各地の情報収集、ユーザーニーズの把握や製品の認知度向上をはかるとともに、各地域の代理店に対する販売支援活動の強化を行い、海外売上比率の向上につとめます。

(5) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

ポンプ事業（定量ポンプ、ケミカル移送ポンプ、計測機器・装置、流体機器、ケミカルタンクの製造及び販売ほか）

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年３月31日現在）

①　当社

本　　社：大阪市中央区
営　業　所：東京支社、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、
中四国支店（倉敷営業所、広島営業所、高松営業所）
札幌営業所、仙台営業所、金沢営業所
工場・研究所：兵庫県朝来市生野町

②　子会社

TACMINA USA CORPORATION（アメリカ合衆国）
TACMINA KOREA CO.,LTD.　（大韓民国）

(7) 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

①　企業集団の使用人の状況　　252名（前期比２名増加）

（注）当社グループはポンプ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
248名	1名増	39.3歳	14.2年

(8) 重要な子会社の状況

名称	出資比率	主要な事業内容
TACMINA USA CORPORATION	100%	当社製品の販売及び販売支援
TACMINA KOREA CO.,LTD.	100%	当社製品の販売及び販売支援

(9) 主要な借入先及び借入額（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	350百万円
株式会社三井住友銀行	283
株式会社みずほ銀行	105
三井住友信託銀行株式会社	50
株式会社但馬銀行	25
但陽信用金庫	25
日本生命保険相互会社	30

２．株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　23,000,000株

(2) 発行済株式の総数　5,992,510株（自己株式 447,940株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数　1,321名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
タクミナ共栄持株会	908千株	15.16%
山田信彦	777	12.97
山田義彦	550	9.18
タクミナ社員持株会	376	6.29
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	100	1.67
株式会社但馬銀行	100	1.67
第一生命保険株式会社	90	1.50
山田貴子	82	1.37
増岡裕子	82	1.37
大西久美子	82	1.37

（注）持株比率は、自己株式（447,940株）を控除して計算しております。

３．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

氏　名	地　位	担　当	重要な兼職の状況
山田信彦	代表取締役社長		
山田義彦	取締役専務執行役員	生産本部長兼 ウェルネス事業部長	
早坂孝之	取締役執行役員	営業本部長兼 東京支社長	TACMINA USA CORPORATION 代表取締役
後藤謙介	取締役執行役員	生産本部副本部長兼 製造部長	
打田幸生	取締役		オカダアイヨン株式会社 監査役
友部靖一	常勤監査役		
佐藤　恭	監査役		
平田紀年	監査役		
中村八郎	監査役		

（注）１．取締役　打田 幸生氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．監査役　佐藤 恭氏及び平田 紀年氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．当社は、取締役　打田 幸生氏及び監査役　平田 紀年氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．取締役　早坂 孝之氏は、平成28年４月１日付で、東京支社長及びTACMINA USA CORPORATION 代表取締役を交代しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。　当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	人　数	報　酬　等　の　額
取　締　役 （うち社外取締役）	５名 （１）	130,945千円 (900千円)
監　査　役 （うち社外監査役）	４名 （２）	9,480千円 (2,520千円)
計 （うち社外役員）	９名 （３）	140,425千円 (3,420千円)

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏　名	主　な　活　動　内　容
打　田　幸　生	平成27年６月12日就任以降、当事業年度開催の取締役会14回中13回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令･定款遵守にかかる見地から発言を行いました。
佐　藤　　恭	当事業年度開催の取締役会18回中10回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守にかかる見地から発言を行いました。また、監査役会８回中３回出席し、監査の方法・その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。
平　田　紀　年	当事業年度開催の取締役会18回中17回出席し、当社の業務執行者から独立した立場で、取締役の職務執行に関して必要に応じて法令・定款遵守にかかる見地から発言を行いました。また、監査役会８回中７回出席し、監査の方法・その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

４．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

監査証明業務に基づく報酬	18,480千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,280千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社監査役会が有限責任監査法人トーマツの報酬等に同意した理由は、前事業年度の実績と比較して、監査内容、監査工数が妥当であること、内部統制を含む監査報酬額が、他の同規模の上場企業と比較して妥当であることなどから、その報酬が妥当であると認めました。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、産業競争力強化法に基づく「生産性向上設備投資促進税制」に係る特例の認定申請に関する合意された手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定に基づき、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

５．業務の適正を確保するための体制等の整備及びその運用状況に関する事項

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、使命に「タクミナは、公正で信頼される活動を行い、企業価値を最大にする」と謳い、常にコンプライアンスを意識する企業集団を目指しております。

当社では、取締役及び使用人の行動の規範として、「コンプライアンス行動規範」を定め、その抜粋を手帳に掲載し、一人一人が携帯して常に閲覧できるようにするとともに、取締役会の諮問機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の整備をはかるほか、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役会に報告することとしております。

また当社では、内部統制全般を統括する「内部統制室」を設置し、会計監査・業務監査を分掌するほか、コンプライアンスのチェック機能を持たせています。不正行為等の早期発見と是正をはかるため設けた「内部通報制度」の通報窓口とするばかりでなく、「コンプライアンス委員会」の事務局として全社横断的なコンプライアンス上の問題点を把握させるほか、各種社内規程の見直しや法令及び定款等の違反行為の発生を未然に防止するチェックを行い、取締役会及び監査役会へ報告することとしております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス意識の維持・向上のため、新入社員研修（４月）・中途入社社員研修（４月・７月・11月）・管理職候補者研修（５月）等において、コンプライアンス研修を実施いたしました。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づいて行った決裁、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存・管理しております。

当事業年度におきましても、取締役及び監査役が常時これらの文書等を電磁的媒体及び本社総務部保管のファイルにて閲覧できる状態としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」を制定しており、この規程に基づき、当社グループの社内各部門にリスク管理を行う「リスク管理責任者」を置いております。

リスク管理を効果的かつ効率的に実施するため、当社グループ各社のリスク管理を担当する機関として、当社に取締役会の諮問機関である「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備にあたらせるとともに、有事の際、速やかに情報の伝達を行い、迅速かつ適切な対応で被害を最小限に食い止めることを企図しております。

当事業年度におきましては、リスク管理委員会において、組織変更等に伴う「リスク管理体制図」の改定を実施（７月）し、子会社を含めた管理体制図を策定いたしました。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営方針・戦略の意思決定機関であり、取締役５名で構成されております。

法令や取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定し業務執行状況を監督すべく、取締役会を毎月１回開催しております。また、取締役会の諮問機関として「執行役員会」及び「経営企画委員会」を設置し、経営に関する重要事項についての検討・審議及び取締役会から委譲された権限の範囲内での決定を行い取締役の職務執行の充実をはかることとしております。

併せて、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により各取締役の役割分担とその権限を明確にして、業務執行の効率化と、経営責任の明確化をはかっております。

当事業年度におきましては、取締役会を18回（電磁取締役会６回を含む）、執行役員会を12回、経営企画委員会を12回開催いたしました。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

当社の子会社TACMINA USA CORPORATION及びTACMINA KOREA CO.,LTD.は100％子会社であり、その意思決定及び業務執行については、親会社である当社が重要な影響力を持っております。

当社では、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけており、定期的に開催する取締役会、執行役

員会、経営企画委員会等の会議において経営上の重要情報の共有に努めております。

当事業年度におきましては、「子会社管理規程」を制定（10月）するとともに、海外子会社関係の報告を、執行役員会において５回、経営企画委員会において６回実施いたしました。

ロ　子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社では、損失の危険の管理を体系的に定めた当社グループ各社が共有する「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しており、子会社の業務の遂行を阻害する要因についても「リスク管理委員会」において対応策を審議することとしております。

当事業年度におきましては、リスク管理委員会において「リスク管理規程」及び「リスク管理体制図」を見直し、子会社を含む内容に改定いたしました。

ハ　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、当社グループ全体を網羅する中期経営計画及び年度予算を策定することにより、子会社の役割及び目標を明確にするとともに、業務分掌と決裁権限に基づいて分業化・高度化をはかり、効率的に業務運営を行う体制としております。

また、定期的に開催する当社取締役会、執行役員会、経営企画委員会等の会議における進捗管理等を通じて職務執行の効率化をはかっております。

当事業年度におきましては、海外子会社関係の報告を、執行役員会において５回、経営企画委員会において６回実施いたしました。

ニ　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「コンプライアンス規程」に基づき、当社グループ全体の法令遵守及び倫理行動に関する体制の整備・運用を網羅的・統括的に管理しており、子会社のコンプライアンス体制の確立・浸透・定着をはかるための活動、あるいはコンプライアンス行動を阻害する要因についても「コンプライアンス委員会」において対応策を審議することとしております。

当社グループの海外拠点である子会社については、当該拠点ごとに現地の法律・会計・税務について随時相談し、アドバイスを求めることのできる提携先を確保し、コンプライアンス体制の維持・向上をはかっております。

当事業年度におきましては、コンプライアンス委員会において「コンプライアンス規程」を見直し、子会社を含む内容に改定いたしました。

ホ　その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の役員及び使用人が、親会社の経営方針に沿って適正に業務を運営している事を確認するために、定期的に内部監査を行う体制を整えております。また、当社における業務が適正に行われていることを確認するために、内部監査を実施しております。

当事業年度におきましては、「内部統制基本方針」及び「内部監査規程」を、子会社を含む内容に改定し、また、本社、東京支社・名古屋支店・大阪支店・福岡支店及び生産本部について内部監査を実施しました。

(6) 監査役の職務を補助する使用人について

当社は、当社の規模から、当面、監査役の職務を補助すべき専従者としての使用人は置いておりません。ただし、「内部統制室」が監査役と連携して、内部監査（コンプライアンスの監視、内部統制の有効性についての監査、業務監査、会計監査）を行うとともに、監査役の補助使用人の役割を果たしており、「内部監査規程」において「内部統制室」の被監査部門からの独立について規定し、また「内部統制基本方針」において監査役が「内部統制室」に調査を求めることができると規定して、補助使用人の独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性を担保しております。

当事業年度におきましては、監査役と内部統制室が連携して、監査重点項目とした店所における売上計上・返品・在庫管理の手続の整備・運用状況、及び経費（会議費・交際費）の費消状況について監査を実施しました。

(7) 当社または子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

当社グループでは、当社または子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、当社の監査役に対して、直ちに報告することとしております。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社または子会社の取締役及び使用人

に対して報告を求めることができ、監査役から説明を求められた場合には、迅速かつ的確に報告を行うこととしております。

当事業年度におきましては、該当する事象は発生しませんでした。

(8) 監査役への報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社では、当社グループ各社が共有する「内部通報制度規程」において、通報者等が相談または通報したことを理由として解雇その他の不利な取扱いを受けないことを定め、また不利な取扱いをした者には、「就業規則」に従い、処分することができる旨を規定しております。

当事業年度におきましては、該当する事象は発生しませんでした。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社では、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

また監査役会から独自に外部専門家（弁護士・公認会計士等）を顧問とすることを求められた場合、当該監査役会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担することとしております。

当社では、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。

当事業年度におきましても、監査役の能力向上のための研修費用、監査立会のための出張費用等の予算を計上し、執行しました。

(10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による監査の実効性を確保するため、代表取締役は、監査役会が指名した監査役と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、当社グループにおける内部統制の整備・運用の状況、監査役監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととしております。

監査役は、「会計監査人」及び「内部統制室」と情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保するようにしております。

また、当社では、社外監査役２名のうち１名を独立役員に指定し、中立的・客観的立場から助言を得ております。社外監査役２名及び非常勤の社内監査役１名は、取締役会・執行役員会・経営企画委員会等の重要会議に常時出席する社内に精通した常勤監査役１名とともに、経営監視の実効性を高めております。

当事業年度におきましては、監査役は、代表取締役社長との会合を４回、会計監査人の監査に９回立ち会うとともに、会合を11回、内部統制室の監査に10回立ち会うとともに、会合を16回、及び代表取締役社長・会計監査人との三者による会合を１回実施しております。

（注）　本事業報告の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	1,103,517	支払手形及び買掛金	1,737,325
受取手形及び売掛金	3,690,960	短期借入金	634,581
商品及び製品	75,445	未払法人税等	232,967
仕掛品	1,069	賞与引当金	236,000
原材料及び貯蔵品	602,380	その他	381,651
繰延税金資産	113,376	流動負債合計	3,222,525
その他	45,216	固定負債	
貸倒引当金	△2,953	長期借入金	237,090
流動資産合計	5,629,013	再評価に係る繰延税金負債	26,734
固定資産		退職給付に係る負債	634,212
有形固定資産		その他	201,122
建物及び構築物	1,277,044	固定負債合計	1,099,160
機械装置及び運搬具	125,117	負債合計	4,321,686
土地	602,286	（純資産の部）	
その他	123,467	株主資本	
有形固定資産合計	2,127,916	資本金	892,998
無形固定資産	158,852	資本剰余金	730,598
投資その他の資産		利益剰余金	3,668,840
投資有価証券	1,245,002	自己株式	△319,518
繰延税金資産	68,282	株主資本合計	4,972,919
退職給付に係る資産	58,411	その他の包括利益累計額	
その他	287,287	その他有価証券評価差額金	317,861
貸倒引当金	△142	土地再評価差額金	1,731
投資その他の資産合計	1,658,841	為替換算調整勘定	28,865
固定資産合計	3,945,610	退職給付に係る調整累計額	△68,441
資産合計	9,574,623	その他の包括利益累計額合計	280,017
		純資産合計	5,252,936
		負債純資産合計	9,574,623

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ．売上高		7,721,648
Ⅱ．売上原価		4,549,333
売上総利益		3,172,315
Ⅲ．販売費及び一般管理費		2,363,547
営業利益		808,767
Ⅳ．営業外収益		
１．受取利息	13,292	
２．受取配当金	13,128	
３．投資有価証券運用益	18,520	
４．持分法による投資利益	2,924	
５．保険返戻金	16,650	
６．助成金収入	18,284	
７．その他	7,089	89,889
Ⅴ．営業外費用		
１．支払利息	10,212	
２．売上割引	6,265	
３．為替差損	1,680	
４．その他	1,420	19,578
経常利益		879,079
Ⅵ．特別損失		
固定資産除却損	11,940	11,940
税金等調整前当期純利益		867,138
法人税、住民税及び事業税	319,289	
法人税等調整額	△17,676	301,612
当期純利益		565,526
非支配株主に帰属する当期純利益		－
親会社株主に帰属する当期純利益		565,526

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	892,998	734,359	3,259,770	△95,721	4,791,407
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△153,717		△153,717
親会社株主に帰属する当期純利益			565,526		565,526
自己株式の取得				△264,405	△264,405
自己株式の処分		△6,499		40,608	34,108
自己株式処分差損の振替		2,738	△2,738		－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	△3,760	409,070	△223,797	181,511
当期末残高	892,998	730,598	3,668,840	△319,518	4,972,919

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	406,408	333	30,384	△36,330	400,795	4,508	5,196,712
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△153,717
親会社株主に帰属する当期純利益							565,526
自己株式の取得							△264,405
自己株式の処分							34,108
自己株式処分差損の振替							－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△88,546	1,397	△1,519	△32,111	△120,778	△4,508	△125,287
連結会計年度中の変動額合計	△88,546	1,397	△1,519	△32,111	△120,778	△4,508	56,224
当期末残高	317,861	1,731	28,865	△68,441	280,017	－	5,252,936

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	968,001	支払手形	1,241,694
受取手形	977,616	買掛金	495,465
売掛金	2,712,497	短期借入金	160,000
商品及び製品	74,762	1年内返済予定の長期借入金	474,581
仕掛品	1,069	リース債務	1,801
原材料及び貯蔵品	602,380	未払金	148,542
前払費用	24,279	未払費用	109,690
繰延税金資産	113,320	未払法人税等	232,617
その他	5,290	前受金	8,188
貸倒引当金	△2,953	預り金	37,879
流動資産合計	5,476,267	賞与引当金	236,000
固定資産		その他	74,272
有形固定資産		流動負債合計	3,220,733
建物	1,229,050	固定負債	
構築物	47,994	長期借入金	237,090
機械及び装置	121,274	リース債務	3,603
車両運搬具	1,494	再評価に係る繰延税金負債	26,734
工具、器具及び備品	87,348	長期未払金	197,519
土地	602,286	退職給付引当金	535,594
リース資産	5,005	固定負債合計	1,000,542
建設仮勘定	21,588	負債合計	4,221,275
有形固定資産合計	2,116,041	（純資産の部）	
無形固定資産		株主資本	
ソフトウェア	141,621	資本金	892,998
電話加入権	9,051	資本剰余金	
ソフトウェア仮勘定	8,180	資本準備金	730,598
無形固定資産合計	158,852	資本剰余金合計	730,598
投資その他の資産		利益剰余金	
投資有価証券	1,223,323	利益準備金	91,989
関係会社株式	163,229	その他利益剰余金	
出資金	250	配当平均積立金	90,000
従業員長期貸付金	1,875	別途積立金	1,200,000
破産更生債権等	140	繰越利益剰余金	2,284,440
長期前払費用	10,166	利益剰余金合計	3,666,429
前払年金費用	58,411	自己株式	△317,294
繰延税金資産	38,104	株主資本合計	4,972,732
差入保証金	93,301	評価・換算差額等	
保険積立金	133,747	その他有価証券評価差額金	317,861
長期預金	12,000	土地再評価差額金	1,731
その他	28,030	評価・換算差額等合計	319,593
貸倒引当金	△142		
投資その他の資産合計	1,762,440		
固定資産合計	4,037,334	純資産合計	5,292,326
資産合計	9,513,601	負債純資産合計	9,513,601

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
Ⅰ．売上高		7,718,653
Ⅱ．売上原価		4,547,826
売上総利益		3,170,827
Ⅲ．販売費及び一般管理費		2,344,706
営業利益		826,121
Ⅳ．営業外収益		
１．受取利息及び配当金	26,363	
２．投資有価証券運用益	18,520	
３．その他	41,997	86,881
Ⅴ．営業外費用		
１．支払利息	10,206	
２．売上割引	6,265	
３．その他	2,792	19,264
経常利益		893,738
Ⅵ．特別損失		
固定資産除却損	11,940	11,940
税引前当期純利益		881,797
法人税、住民税及び事業税	318,559	
法人税等調整額	△17,690	300,869
当期純利益		580,927

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	892,998	730,598	3,760	734,359	91,989	90,000	1,200,000	1,859,968	3,241,957	△93,688	4,775,627
当事業年度中の変動額											
剰余金の配当								△153,717	△153,717		△153,717
当期純利益								580,927	580,927		580,927
自己株式の取得										△264,214	△264,214
自己株式の処分			△6,499	△6,499						40,608	34,108
自己株式処分差損の振替			2,738	2,738				△2,738	△2,738		－
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）											
当事業年度中の変動額合計	－	－	△3,760	△3,760	－	－	－	424,472	424,472	△223,605	197,105
当期末残高	892,998	730,598	－	730,598	91,989	90,000	1,200,000	2,284,440	3,666,429	△317,294	4,972,732

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	406,408	333	406,741	4,508	5,186,877
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△153,717
当期純利益					580,927
自己株式の取得					△264,214
自己株式の処分					34,108
自己株式処分差損の振替					－
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△88,546	1,397	△87,148	△4,508	△91,656
当事業年度中の変動額合計	△88,546	1,397	△87,148	△4,508	105,448
当期末残高	317,861	1,731	319,593	－	5,292,326

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社タクミナ
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　稔　郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　川　　賢　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社タクミナの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タクミナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年５月12日

株式会社タクミナ
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 和田稔郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 藤川　賢　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タクミナの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月1日から平成28年３月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部統制室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び内部統制室等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、取締役及び内部統制室、会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 財務報告に係る内部統制についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．備考

財務報告に係る内部統制について、有限責任監査法人トーマツから、開示すべき重要な不備は認識していないとの報告書を受取りました。

平成28年５月19日

株式会社タクミナ　監査役会

常勤監査役　友　部　靖　一　㊞
社外監査役　佐　藤　　恭　㊞
社外監査役　平　田　紀　年　㊞
監　査　役　中　村　八　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題と位置づけております。

期末配当につきましては、創業60周年を迎えるにあたり、株主の皆様の日頃のご支援に対する感謝と、当期の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭といたします。

２．配当財産の割当てに関する事項とその総額

当社普通株式１株につき金25円（うち記念配当５円）といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、149,812,750円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

取締役会の監督機能の強化及びガバナンス体制の一層の強化をはかる観点から、平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により可能となりました新たな機関設計である監査等委員会設置会社へ移行したく、本件移行のための所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

（下線部は変更部分を示します）

現　行　定　款	変　更　案
（機関の設置） 第４条　当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。	（機関の設置） 第４条　当会社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
（員　　数） 第17条　当会社の取締役は、７名以内とする。	（員　　数） 第17条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。
（新設）	２．当会社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、５名以内とする。
（選　　任） 第18条　（新設）	（選　　任） 第18条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	２．（現行どおり）
２．取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。	３．（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（任　　期） 第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（任　　期） 第19条　取締役（監査等委員を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。	３．補欠により選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第20条　取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第20条　取締役会は、取締役（監査等委員を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。
２．取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	２．　（現行どおり）
（取締役会） 第22条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	（取締役会） 第22条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。
３．取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。	３．取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
４．取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。	４．　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（員　　数） 第23条　当会社の監査役は、４名以内とする。	（削除）
（選　　任） 第24条　監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任　　期） 第25条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２．補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。	（削除）
（常勤監査役） 第26条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	（削除）
（監査役会） 第27条　監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。 ３．監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会） 第23条　監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。
（新設）	（常勤の監査等委員） 第24条　監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	（監査等委員会の招集） 第25条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第26条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会規則） 第27条　監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

現　行　定　款	変　更　案
第６章　取締役及び監査役の責任免除 （損害賠償責任の一部免除） 第28条　当会社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、同法第423条第１項の賠償責任を法令の定める限度まで限定できる契約を締結することができる。	第６章　取締役の責任免除 （損害賠償責任の一部免除） 第28条　当会社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定できる契約を締結することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	山田　信彦（やまだ　のぶひこ） (昭和26年８月６日生)	昭和59年６月　日本フィーダー工業㈱（現当社）入社 取締役 企画室長 昭和61年５月　当社常務取締役 営業本部長 平成３年５月　当社代表取締役副社長 平成５年６月　当社代表取締役社長 平成22年６月　当社代表取締役社長執行役員 平成24年６月　当社代表取締役社長（現任）	777,290株
2	山田　義彦（やまだ　よしひこ） (昭和28年１月１日生)	昭和60年７月　日本フィーダー産業㈱（現当社）入社 取締役 事業部長 昭和63年７月　当社常務取締役 平成14年４月　当社常務取締役 生産本部長兼企画室長兼ウェルネス事業部長 平成18年６月　当社常務取締役 生産本部長兼管理本部長兼ウェルネス事業部長 平成21年３月　当社常務取締役 生産本部長兼ウェルネス事業部長 平成22年６月　当社取締役常務執行役員 生産本部長兼ウェルネス事業部長 平成24年６月　当社取締役専務執行役員 生産本部長兼ウェルネス事業部長（現任）	550,370株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	早坂　孝之（はやさか　たかゆき） (昭和40年4月3日生)	平成３年６月　日本フィーダー工業㈱（現当社）入社 平成21年４月　当社東京支社長 平成22年６月　当社執行役員　東京支社長 平成23年10月　当社執行役員　営業本部長兼東京支社長 平成24年６月　当社取締役執行役員　営業本部長兼東京支社長 平成28年４月　当社取締役執行役員　営業本部長（現任）	10,000株
4	後藤　謙介（ごとう　けんすけ） (昭和29年8月7日生)	昭和58年11月　日本フィーダー産業㈱（現当社）入社 平成22年４月　当社資材部長 平成25年４月　当社執行役員　調達部長 平成26年４月　当社執行役員　調達部長兼生産本部副本部長 平成26年６月　当社取締役執行役員　調達部長兼生産本部副本部長 平成27年７月　当社取締役執行役員　生産本部副本部長兼製造部長（現任）	20,000株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。　なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	友部（ともべ）　靖一（せいいち） (昭和26年12月24日生)	昭和50年３月　日本フィーダー工業㈱（現当社）入社 平成３年５月　当社総合企画室課長 平成18年４月　当社内部統制室長 平成22年６月　当社常勤監査役（現任）	27,600株
2	打田（うちだ）　幸生（ゆきお） (昭和27年９月１日生)	昭和51年３月　オカダアイヨン㈱入社 平成10年４月　同社大阪本店長 平成18年４月　同社営業部部長 平成19年４月　同社商品本部長 平成19年６月　同社取締役 商品本部長 平成22年12月　同社取締役 マーケティング本部副本部長兼東京本店担当 平成23年４月　同社取締役 マーケティング本部東京本店長 平成27年６月　同社監査役（現任） 平成27年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） オカダアイヨン㈱監査役	—
3	平田（ひらた）　紀年（のりとし） (昭和20年２月11日生)	昭和40年４月　ユニチカ㈱入社 平成17年４月　平田社会保険労務士・ＦＰ事務所代表（現任） 平成23年６月　当社監査役（現任）	—

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．打田 幸生氏及び平田 紀年氏は、社外取締役候補者であります。なお、両氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。

３．責任限定契約について

当社は、各候補者との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。各候補者が選任された場合には、各候補者との間で当該契約を継続する予定であります。

４．打田　幸生氏は、オカダアイヨン株式会社において取締役を務め、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏により当社の経営全般に関する監督や有効な助言を受けることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかることができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

５．平田　紀年氏は、現在、平田社会保険労務士・ＦＰ事務所を経営しており、とりわけ人事・労務関係に精通されております。中立的な立場から有効な助言を受けることができるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

同氏は、現在、当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、第15回定時株主総会において、年額２億円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額について、経済情勢及び諸般の事情を考慮いたしまして、年額２億円以内と設定し、各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするものであります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在取締役は５名であり、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額について、経済情勢及び諸般の事情を考慮いたしまして、年額30百万円以内と設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることをお願いするものであります。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役は、３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

株主総会会場ご案内図

大阪市中央区安土町三丁目１番３号
ヴィアーレ大阪　２階クリスタルルーム
TEL (06)4705－2411

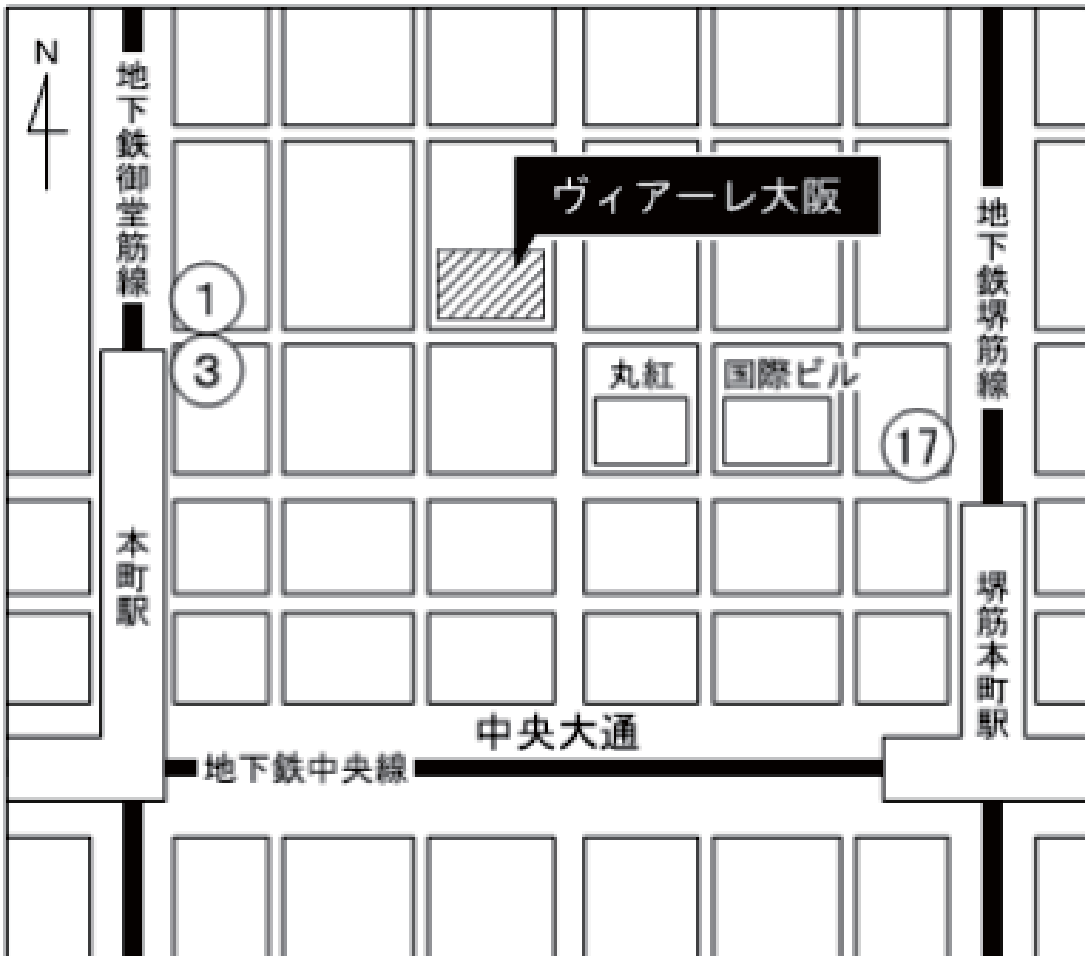

地下鉄御堂筋線・中央線「本町駅」下車　１、３番出口より徒歩３分
地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」下車　17番出口より徒歩５分